

仮設住宅の被災者を支える —東日本大震災における生活支援員の活動を事例として

本 多 康 生*

1. はじめに

本稿は、東日本大震災被災地の宮城県 X 町において、仮設住宅の被災者の見守りのために導入された生活支援員による支援を、彼らの経験に即して考察することを目的とする。東日本大震災から 6 年が経過したが、岩手県・宮城県の三陸沿岸や、原発事故の起こった福島県では復興が大幅に遅れ、2016 年度末見込みで災害公営住宅の完成戸数は 83%、高台移転の完成戸数は 69%に留まっている。そのため、応急仮設住宅・みなし仮設住宅では、なお 71,113 人が生活している（2017 年 2 月現在、復興庁調べ）。2016 年 4 月に起きた熊本地震や、今後起きる可能性のある南海トラフ地震などの大規模災害に対応するには、①発災時、②避難所、③仮設住宅、④災害公営住宅・再建住宅、という各フェーズにおける高齢者・要援護者支援の課題を検討する必要がある。このうち、発災時・避難所・仮設住宅については、本多（2016a, 2016b）では主に、要援護者や高齢者の支援を担う民生委員の視点から分析した。本稿では、仮設住宅における高齢者などの被災者支援について、生活支援員の視点から考察したい。

生活支援員とは、東日本大震災後に、各被災市町村で一般住民が雇用され、

* 福岡大学人文学部講師

仮設住宅に入居している被災者（以下、入居者と表記）の生活支援のために、戸別訪問や相談調整、地域支援を担う職種である。生活支援員は、被災自治体のサポートセンターや社会福祉協議会等に配属され、具体的なスキームや名称には、生活支援相談員、訪問支援員など若干の差異がある⁽¹⁾（小野寺 2014：1ほか）。彼らの過半は自らも被災者でありながら、地元の復興のために福祉領域での支援を担ってきた。その活動は大きく括ると、仮設住宅における個別支援とコミュニティ形成支援から構成される。そして、復旧・復興期に特にケアが必要な高齢者や要援護者、他者のサポート無しでは安心・安全な暮らしの維持の困難な中高年独居者等への配慮の視点が中核にある。生活支援員などに地域の人材を活用していくことは、長期的には、復興期における地域の支え合いを担う各種の住民活動の条件整備に繋がることも期待されている（平野 2014：12）。

このように仮設住宅で入居者の日常の見守り・声掛けを担う支援職員については、福祉系雑誌を中心に、時おり実践紹介は行われているものの、研究は少ない。福島県被災自治体社会福祉協議会に配属された生活支援相談員のスーパービジョン実践について検討した木村淳也は、生活支援相談員が抱える課題として、対人援助職ではない地元住民の大量雇用に伴う相談援助の力量不足や対人援助ストレス、不安的な雇用環境などを指摘している（木村 2014）。さらに、避難生活の長期化に伴って、自立支援のために被災住民に関わるものが逆に支援依存を生むと考える生活支援相談員が多く、支援活動にジレンマを抱えていることなどを報告している（木村 2015）。福島県社会福祉協議会では、県内 30 市町村社会福祉協議会の生活支援相談員を対象とした郵送法調査や討論会に基づき、継時的に被災住民の課題や困難事例などをまとめている（社会福祉法人福島県社会福祉協議会 2012, 2013, 2014）⁽²⁾。現在、福島県では、仮設生活の長期化に伴う認知症や身体機能低下による要介護者増加、閉じこもりや引きこもりによる孤立化等の課題が顕在化している（社会福祉法人福島県社会

福祉協議会 2017)。また、元宮城県職員で福祉アドバイザーとして X 町の生活支援員制度を設計・指導する本間照雄は、地域福祉論の立場から、同制度による住民主体の福祉コミュニティづくりについて包括的に論じている（本間 2013, 2016)。また、小野晶子は、緊急雇用創出事業を使った仮設住宅支援員事業について、被災 3 県 6 市町村の事例調査をもとに雇用の観点から検討を加えている（小野 2013)。

本稿では、被災自治体の中でも、恒久住宅移行期にあたる宮城県 X 町を事例に、仮設入居者の生活に焦点を当て、生活支援員の視点を通して、支援のプロセスと今後の地域づくりについて考察する。

2. 対象と方法

本研究では、筆者が震災以降、継続してフィールドワークを実施している X 町を考察の対象とする。X 町は震災前（2010 年 3 月末時点）の人口が 17,815 人（高齢化率 29.3%）の小規模自治体である。震災によって、死者は 620 人、不明者は 212 人、建物の全半壊被害は 3,321 棟（61.94%）に達した。発災後に、最大で 9746 人（町民の 54.8%）が避難所等で避難生活を送り、宮城県沿岸被災地 15 市町のうち、人口比では最も避難者が多かった。被災後の人口減少率（約 21.8%）は県内で 2 番目に高く、2017 年 3 月末の人口は 13,426 人、4,577 世帯である。リアス式海岸で平地が少ない X 町では、かさ上げ工事や高台造成に時間がかかり、復興が遅れている。X 町は 2016 年 4 月 25 日時点では仮設入居率が 58.9%を超えていたが、2017 年 1 月末時点で、町内外の仮設入居者は 622 世帯、1,806 人（入居率 29.1%）、みなし仮設入居者 205 世帯になっている。漸く 2017 年 1 月に防災集団移転促進事業、2017 年 3 月には災害公営住宅整備事業が完成するなど、被災者の生活の場の移行期にある自治体である。2017 年 3 月・4 月には、中心市街地のかさあげによって、従来の仮設商店街を本設化した 2 か所の復興商店街が開業した。ハード面の復興の進捗に伴い、被災者が仮

設住宅から災害公営住宅や高台の再建住宅に移り、新しい生活の場が定まると、住民の支え合いによる地域づくりが以前にも増して重要になってくる。災害公営住宅や高台の再建住宅での取り組みは別稿で扱うため、本稿では生活支援員による仮設入居者への支援を中心に論述する。

X 町の生活支援員制度（X 町社会福祉協議会が受託した「X 町被災者生活支援センター」、2011 年 7 月下旬運営開始）は、住民による支え合いを国の緊急雇用制度を活用して実施した代表的な事例である。X 町の生活支援員は、2011 年には本部と町内外の 6 サテライトに最大で 132 名（巡回型支援員）が所属していた⁽³⁾。現在は仮設入居者の減少に伴い、本部と町内 4 サテライトに約 35 名が配属されている（女性 31 名、男性 4 名、平均年齢約 50 歳）。また、60 戸以上の災害公営住宅には、集会場に高齢者相談室が併設され、平日は生活支援員出身の社会福祉協議会 LSA（災害公営住宅生活援助員）が 2 名常駐する体制を取っている。今後は、生活支援員は順次、社会福祉協議会のデイサービスセンターや LSA（現在 6 名、全災害公営住宅の整備後は 12 名まで増員予定）などに異動予定である。

本稿は、2016 年 7 月下旬から 8 月上旬に掛けて、延べ 2 週間程度、現地に滞在して実施したインタビューデータに依拠して論ずる⁽⁴⁾。インタビューの対象者は、X 町の仮設住宅の生活支援員 6 名、LSA（前主任生活支援員）1 名、被災者生活支援センターの管理職 1 名である。データの分析にあたっては、筆者が震災後、X 町で継続実施している被災者や仮設住宅の自治会長、町役場福祉部局、保健師などを対象とした調査の知見も加味して論ずる。

次章以降では、仮設入居者の個別支援や仮設コミュニティの支援を担ってきた、生活支援員の取り組みを、彼らの経験に基づき論じていく。まず 3 章では、生活支援員が仮設入居者の見守りを始めた際に経験した初期の葛藤について論ずる。そうした葛藤を経て、4 章では、入居者との「繋がり」を基底に持つ生活支援員の職務の特性について考察する。5 章では、特に見守りが必要な高齢

者にとっての役割付与の重要性について論ずる。6章では、仮設に残された高齢者を元気で新しい生活の場へ送り出すために生活支援員が行っている取り組みや、社会福祉協議会の地域づくりの実践について論ずる。最終章では、本稿で展開してきた議論を総括した上で、今後の研究の課題について論ずる。

3. 生活支援員の初期の葛藤

生活支援員達は、入職後、実際に仮設の見回りを始めた当時の葛藤を次のように語っている。

最初は家族構成とか、そういうのを聞いて回ったんですけど、その頃って被災してるから、〔入居者は〕⁽⁵⁾「聞いて何してくれんの」、みたいな感じがあるんですよね。〔戸を〕本当にこのくらいしか開けないで、「何か用すか」みたいな感じなんですよ。仮設を回って歩いて、そういうふうに言われるのが結構大変でしたね。（生活支援員、Aさん）

生活支援員制度は、2011年7月下旬に開始された。役場からは個人情報として仮設入居者の情報が出なかったため、生活支援員は最初、サテライトを拠点に仮設を訪問して、全戸に「どうですか」「変わらないですか」と声掛けし、名前や家族構成などを聞いて回った。しかし震災からまだ半年も経っておらず、入居者からは「聞いて何してくれんの」「そういうの聞いて何するの」と反発され、受け入れられなかった。実際、その頃には、仮設に様々なボランティア団体や研究グループが入り、各種の聞き取り調査を行っていた。そうした被災地で広く経験されていた「調査公害」（池田・安田 2015）の結果、仮設入居者は度々、同じことを話さないといけない状況にもあった。

生活支援員は、X町社会福祉協議会が運営受託した被災者生活支援センターに属する準公的な立場から、入居者を継続して見守っていく大事な役割を遂行しようとしているにもかかわらず、個別訪問しても入居者からは、その意義を

全く理解されなかった。全てを流され、将来の希望を失った人達は不信感に満ちており、生活支援員の声掛けに対しても、外まで出てこないで、仮設の戸を僅かに開けて素っ気なく返事するだけで、取りつく島もなかった。

生活支援員自身も7割以上が被災し、仮設暮らしや実家暮らしであった。被災者のために役立ちたいと、生活支援員に応募したにもかかわらず、仮設を訪問しても冷たく突き放されることは辛く、精神的な負担が大きかった。そうした日々が気持ちに耐えられず、生活支援員の仕事を辞めてしまう人もいた⁽⁶⁾。

また、生活支援員は震災後に緊急雇用された一般町民で、ほとんどが福祉現場の未経験者であったため、社会福祉協議会の厳しい研修を経て現場に入ったものの、入居者からは快く対応されず、「ただ仮設を回って訪問しているだけの楽な仕事」という誤解を受けた。町の広報の生活支援員の募集案内には、時給も載せられており、仮設入居者の多くが震災前の仕事に復帰できていなかった当時は、仮設内に併設されたサテライトで事務仕事をしている姿も、目障りに映った。

こうして、生活支援員は過半が被災者であるにもかかわらず、悲しみのために他者に心を閉ざした入居者からは、同じ境遇とは見なされなかった。さらに、幸いにも家屋流出を免れた生活支援員は、職務を遂行する中で、入居者から掛けられる「どこの仮設にいるの」という労りの声に答えるのも苦しみを感じ、時には「家があるのに仕事して」という反発にも耐えなければならなかった。

このように、入居者からは自身を見守る重要な存在ではなく、個人情報を開きだそうとする役に立たない存在と思われていることに、初期の生活支援員達は深く傷ついた。しかし、こうした入居者の反応について、生活支援員達は、受け入れられなくても毎日訪問して声掛けを続けなければならなかった当時の辛さを振り返りながら、「それで当たり前なんだよね、全部失ってるし」(生活支援員、Bさん)、「家失っただけじゃなくて、家族を失っただけでなると、本当に大変なことで、その時にニコニコして、いらっしやいなんで言うほうがお

かしいですからね。それは、人としてごく普通のこと」（生活支援員、Cさん）と理解を示す。

そこで、生活支援員達は仮設の集会場でお茶会を主催し始めた。これは生活支援員の仕掛けであり、高齢者が毎日することもなく所在なげにぼんやりと過ごしていることから、集会場に皆で集まって「お茶のみ」（お茶を飲んで雑談）をすることで、親密なコミュニティを作ろうとした。

仮設のお茶会の目的は、一般には、町内の様々な地域から集まった住民の絆を深めるといふ、仮設のコミュニティ形成支援にあると認識されている。だが、仮設住民と信頼関係を築けないことで深く苦悩していた生活支援員達にとって、実は同時に、生活支援員の仕事への理解を深めてもらい、住民と生活支援員との関係性を深化させることをも目的としていた。最初にお茶会を立ち上げた仮設では、生活支援員が仮装して踊ったり、皆で歌を歌ったりする芸能祭も開き、大勢の住民が集まった。他の仮設でも集会場を利用した毎月のお茶会の取り組みが広がっていった。さらに、生活支援員が2人1組で、毎日根気よく仮設を巡回して各戸の声掛けを続けていると、徐々に住民も心を開いてくれるようになっていった。時間は掛かったが、生活支援員が集会場に行くと、高齢者が「あんだ来たからお茶っこ飲むべし」と、自然とお茶を出してくれるようになった。

4. 生活支援員の職務の特性

(1) 地域住民としての「繋がり」

前章で論じたように、初期の生活支援員が入居者との関係において大きな葛藤を経験したのに対し、生活支援員制度開始から8カ月を経て入職した生活支援員は、初めから入居者に受け入れられ、仮設の見守り・巡回で嫌な思いは経験したことがなく、大変やりやすかったと語る。そして、それは最初に仮設に入っていった生活支援員達が、対応に苦慮しながらも忍耐強く仕事を続け、入

居者に接していったからだと先輩達に感謝を示す。

私が〔2012年4月に〕入った時点で、もう「支援員、何しに来たの」みたいなのはなくなって〔いた〕。最初の方達は本当に大変だったと思うんです。私はそういう嫌な思いとか全然なくて、ウエルカムみたいな感じの時に始めたので、すごくやりやすかった。知り合いもいっぱいいて、家族ぐるみで付き合いのあった方達もいて、通路で会って、「わー、生きてたね」みたいなので、「お父さんは」って聞くと、「実はお父さんは」っていうね。そういう方もいっぱいいて。でも少しずつ、「今まであの人話しなかったのに、よくしてくれたね」って周りからも言われたし、知り合いだったがために、〔部屋に閉じこもってた人を外に〕引っ張り出せたっていうところもあったし。そういうのもあって、この仕事やって良かったな、みたいなこともありました。（生活支援員、Cさん）

生活支援員達は、入居者が被災の衝撃から立ち直る際に、地縁血縁の持つ力の大きさを指摘している。2012年4月に入職した生活支援員は、町外の大規模仮設に置かれたサテライトで生活支援員をしていたが、その仮設には知人も大勢おり、当初はお互いに「生きてたの」と抱き合って再会を喜びあった。家族ぐるみの付き合いがあった人とも通路で会い、家族の安否を問うと、家族を亡くしていた人も多かった。そうした出会いを重ねるうちに、毎日泣いて暮らしていて、部屋に閉じこもりがちだった知人を少しずつ外へ引っ張り出すことができ、周囲からも「今まであの人話しなかったのに、よくしてくれたね」と評価され、仕事への自信や満足感にも繋がっていった。こうしたエピソードは、生活支援員と入居者という仕事上の関係を越えて、同じ地域の知人同士として出会うことの意味を教えてくれる。しかし生活支援員制度の開始当初は、生活支援員達が入居者から拒絶されたことでもわかるように、同じ地域出身であることが無条件に受け入れを意味するわけではなく、震災以前からの相互の関係性の意義をも示唆している。仮に直接の知り合いでなくても、父親や祖父など

家族親族が互いに知り合いであったというように、どこかで縁が繋がっていることは多く、生活支援員が仮設入居者の部屋を訪問して話しているうちに、そうした繋がりがわかると、相互の関係性は一層深まっていった。

多分、地元の言葉で、お互いに話せるってところで、よそから来たボランティアさんとかが聞き取りするよりは心開きやすい。あとは繋がり。「あんたどこ」って、「Sのどこどこ」って言うと、「ああ、誰さんのうちだね」って、そういうので地元色っていう強みはあると思いますよ。（生活支援員、Aさん）

生活支援員制度の創設に関わった本間は、その特徴として、同じ被災者・地域住民・主婦としての強みを指摘している（本間 2013）。生活支援員は、普段は意識していないものの、入居者とお互いに地元の言葉で話せることは、外部から来たボランティアなどが聞き取りをするよりも心を開きやすいのではないかと考えている。また、入居者から出身地区を問われた時に、生活支援員が少し話すだけで、年配の入居者にはどの家かがわかる。このように、仮設の個別支援の中で、生活支援員が入居者と日常の紐帯を築いていく上で、地元の「言葉」と「繋がり」は重要である。「一人の人から、色んな枝がこう出て。直接知り合いじゃなくても、ああ、あそこの隣の人を知ってるとかね」（生活支援員、Dさん）、「田舎なので、繋がってるっていうので親近感を持って。地元の主婦の横の繋がりたいにね」（生活支援員、Eさん）。先に述べたように、たとえ直接の知り合いでなくても、話しているうちに、地域住民の色々な縦横の繋がりが一地縁血縁—の中に包摂され、親近感を覚えるようになる。

（2）悩みを聞くことの重要性

仮設の入居者は、生活支援員への信頼が深まるにつれて、訪問時に様々な個人的な悩みを相談してくるようになった。「話を聞いてくれる人達だっていう

のが定着したんだと思いますね。それで、外には漏れないっていうのがわかってもらえたんでないでしょうかね。それが理解されただけでもすごいと思います」(生活支援員、Cさん)、「実はこうなんだよねみたいな感じで、気持ちを許して話してくれる方もいますね。そういう時は徹底して聞く。助言はしませんよ、別に。でも、すーっとしたっていう感じ」(生活支援員、Bさん)と語る。

仮設は4畳半2間に台所・風呂・トイレだけの狭い空間なので、家族と常時、顔を突き合わせていると、息苦しくてどうしてもストレスが溜まってしまふ。薄い壁で隣人を気にしながらの生活では、家族に言いたいことも言えない。「アパート暮らししてたことない人達が多いので、マッチ箱みたいな部屋だよねって。狭い空間に家族4人とか入っていると、ストレスがたまりますよね。〔自分の家族の話だから〕そういうのをすぐ近くでも言えないんですよ」(生活支援員、Aさん)。仮設の入居者は、近所の人には話せないことを、利害関係のない生活支援員に吐き出すことで、気持ちが楽になる。日常生活で悩みがあっても、生活支援員が聞いて受け止めてくれるという安心感が、入居者にとっては支えになった。震災前のように一軒家であれば、夫婦間や嫁姑間で問題があったとしても、互いに顔を合わせたくない時には距離を取れるが、仮設では喧嘩をして気まずくても、我慢して一緒にいるしかない(ただし、世帯構成員が5人以上の多世代同居家族は、仮設入居に伴い、同じ仮設内や別の仮設等で世帯分離したケースが多い)。そうした日常の鬱憤を生活支援員に話すことで、ストレスが軽減され、前向きな気持ちになれる。生活支援員達は入居者を訪問する中で、家庭の様々な問題に触れたり、愚痴を聞いたりして、連携する保健師などの専門職とはまた別のアプローチから入居者に関わっていた。生活支援員は、それを専門的介入と異なる「ちょっとしたささいなこと」と表現し、日常の福祉的見守りを通じた傾聴の大切さを指摘する。生活支援員は、専門職に繋ぐ必要がない事項については、助言は行わず傾聴に徹することを心掛けていた。

このように、入居者は、先の展望が描きづらい仮設生活では、様々な悩みやストレスを抱えており、特に高齢者は、そうした心にたまっているものを吐き出す機会や、受け止めてくれる存在を求めている。仮設生活ではプライシーは筒抜けであり、外で愚痴をこぼすと噂が広まることもある。それに対して、生活支援員に話したことは絶対に漏れないという信頼関係が、長期の仮設生活の間に築かれていた。入居者の反応は、5年余りの間に大きく変わり、無愛想だった人も、世話になっているからと、お茶などを接待してくれるようになった。生活支援員は、当初は拒絶されていた入居者達から理解され、認められたことを大変嬉しく思っており、そのことが自身の職能への強い肯定観に繋がっていた。

もちろん、生活支援員が、どの入居者からも相談を寄せられたり、話し相手として希求されたりするという事ではない。生活支援員の位置づけは、身近な支援職と地域住民とのあわいにある。生活支援員は身近にいる存在だから親しみやすく話しやすいと考える入居者は多いが、一方で生活支援員は地域住民でもあるので、自分の私的な情報を知られたくないと考える人もいる。生活支援員が地域住民であることは、職務を遂行しやすい面だけではなく、時には遂行しづらい面や配慮が必要な面をも生んでいた。

（3）「気がかりな人」を繋ぐ

前節では、生活支援員単独で対処が可能な場合を扱ったが、生活支援員は日常の仮設の見守り・巡回を通して、重層的・継続的な支援が必要な入居者が徐々にわかってくる。それでは、行政や関連機関、他の専門職との連携はどうなっているのだろうか。

働かないで生活面が大変とか、アルコール依存とか、色んな。毎日訪問していると自然と見えてくるんですね。あとは精神的に落ち込みやすい人とか。それでちょっと他の住

民とトラブルになったりとか。そういう気がかりな方が見えてくる。(生活支援員、Aさん)

生活支援員は、生活面・健康面・精神面・金銭面、すべて含んで何か心配な状況があることを「気がかり」と表現している。仮設コミュニティが成熟し、入居者同士の関係性も深まったことにより、仮設の中での問題自体は減少しているものの、毎日訪問しているうちに、アルコール依存症であったり、仕事をせず生活に困窮していたり、躁鬱の症状があったり、気がかりな人々の具体的な状態がはっきりと見えてくる。生活支援員は日々の仮設訪問の中で、見守りの必要な入居者に接し、個々の顔色や目の動き、声のトーンなどから、的確な気づきを得ている。そして、たとえ僅かな変化であっても、生活支援員が気がかりに感じた場合には、行政や専門職に繋いでいる。特に問題が大きい時は、生活支援員が訪問を重ねる中で感じたことを文章化し、「訪問経過表」を作成して被災者生活支援センターの本部に上げるシステムになっている。本部は、町役場や地域包括支援センターに繋ぎ⁽⁷⁾、保健師など専門職が訪問することになる。このように、生活支援員は、毎日の見回りから得られた気づきをもとに、気がかりな入居者を行政や関連機関に繋ぐパイプ役を果たしていた。

したがって、生活支援員の職務の要諦は、傾聴を行うとともに、気がかりな入居者を専門職や行政に繋ぐことにある。「繋ぐことが一番だと思います。〔現場で〕丸バツははっきり言えることであれば、こうですよ、って言えますけれども、専門的な話だったり、保健師さんの範囲とかは、わかってもジャッジしない。認知症や精神的な疾患を抱えた人だったら、病院は知ってても、「保健師さんに相談に来てもらいましょうね」っていう感じで持っていく」(被災者生活支援センター)。

生活支援員達の間では、専門職ではない以上、対象者のニーズを勝手に判断するのではなく、必ず権限のある職種と連携し、情報共有することが徹底され

ている。「私たちが話さなければ、町とか行政は知らないですよ。専門職は困った所とか本当に大変な所にしか行けないから、自分達から「どうですか」という訪問はできないので。必要な情報が的確に伝えられるのは、〔生活支援員の〕日々〔の気づきを通して〕なので、それはうまくいってる」（被災者生活支援センター）。生活支援員はこのように普段の連携を評価し、入居者の最も身近な支援職として、日常の仮設の見回りを通じて果たす役割の大きさと職能の意義を理解している。

次章では、仮設入居者の中でも特に配慮の必要な高齢者が、役割を持つことの意義について論ずる。

5. 高齢者にとっての役割づくりの大切さ

(1) 仮設や家族における役割

震災前は畑仕事や孫の世話など、多世代同居家族の中で色々な雑事をこなしていた高齢者も、仮設に入ってからはずることがなく、集会場でお茶のみをして過ごしがちである。仮設によってカラーは違っており、集会場に高齢者が集まって雑談だけするところもあるが、やはりお茶のみをする仮設が多い。

お茶のみが盛んな仮設では、集会場での毎朝の体操（地域によっては、「とべっこ体操」（ちょっと体操）などと呼ばれている）の後で、高齢者がそれぞれ自家製の漬物を持ち寄って、お昼休憩を挟みながら午前午後にお茶のみをしており、メンバーは固定されていることが多い。当初は、生活支援員が仕切っていた集会場のお茶のみも、2012年頃からは入居者自身によって担われるようになっていく。生活支援員が集会場を訪問すると、高齢者は「今日は何を話そうか」と色々な世間話をして歓待し、生活支援員にとっても重要な情報収集の場になっている。

生活支援員達は、お茶のみを暇をつぶすための非生産的な行為と捉えず、高齢者が人間関係を構築し拓げていくための大切な手段であると理解している。

お茶のみは、新しく仮設コミュニティを構築していく上で、重要な役割を果たしてきただけではない。外部から視察に来た人やボランティアにお茶を出したり、接待したりするのも、日中に仮設にいて、集会場に集う高齢者の大事な役割になっている。

さらに、2016年度に入り、災害公営住宅や高台の再建住宅に移る人々が増え、仮設の入居率が下がってくると、外部からボランティアが訪問して歌などの様々なイベントを実施する際に、入居者自治会が声を掛けても、参加者が十分に集まらないことが、大規模仮設でさえ増えてきた。震災以来、継続して訪ねてくるボランティアの手前、受け入れ側の自治会役員は何とか参加者を集めようと苦勞している。自治会が機能している限り、ボランティアの来訪は続くため、生活の場の移行期にあたって、最後まで仮設に残されるであろう高齢者達が果たす役割はますます大きくなっている。

さらに高齢者の役割は、仮設の中だけに留まらない。

90歳代のおばあさんも、普段は仮設でゆっくりしてるんですけど、ウニ取ってくると、作業場があるから、こっちまで来てウニむきするんですよ。その仕事って疲れるんだけど、やっぱり自分が家の役に立ってるっていう気持ちで、家族のためにやりたいという。家の人たちは頼まないと思うんですよ、年が年だから。でもやっぱり自分が今までやってきた仕事だから。〔別の方も〕朝に畑仕事をしてきて、帰ってきてここで休んだりとか。やっぱり育った環境とか、地域性のものすごく表れるところだと思いますね。(生活支援員、Aさん)

高齢者は長年、家族の手伝いをしながら生活してきたため、漁業者の多い地区では、漁業の再開後、ワカメの時期にはワカメの芯抜きをし、9月から3月頃までは養殖のカキ剥きなどの家の仕事を手伝う。90歳代の高齢女性でさえ、普段は仮設でゆっくりしていても、開口でウニが取れれば、作業場まで赴いて

慣れた手つきでウニ剥きの手伝いをしている。家族の大切な一員として役に立っているという充実感が、高齢者の生きがいになっている。

また、海岸沿いの高台が多い地区では、自宅が流出しても畑は無事なケースもある。別の90歳代の高齢女性も、自身がこれまでやってきた仕事を大切にしており、毎朝、畑に通って畑仕事をしてから仮設に戻り、集会場で雑談に花を咲かせるのが日課である。多世代同居家族の高齢者の多くは、仮設生活に伴って世帯分離を経験しているが、農漁業などに復帰した家族のために、現在も自分の出来る手伝いをして、家族の中で役割を果たし続けることを大切にしている。仮設におけるそれぞれの高齢者の生活には、これまでの暮らしや地域性が如実に表れている。

（2）「滞在型支援員」から「ほっとバンク」へ

2011年11月から、仮設では、巡回型支援員の勤務時間外の朝晩に、見守りや声掛けをする滞在型支援員が、居住する入居者の中から選ばれるようになり、2012年9月には最多の109名が活動していた。滞在型支援員は、あえて余り元気がなかったり、積極的に外に出ないような高齢者に委嘱されていた。「やっぱり年取っても自分が役に立ってるっていう、責任感を持ってやってくれる方多いですね。みんなのためにやんなくちゃみたいないな感じで」（生活支援員、Aさん）。従来はあまり人前に出ない性格であった高齢者達が、滞在型支援員として、毎朝晩に気になる住民の見守りを引き受けたところ、責任感から生き生きとしてきて、見違えるような変化を遂げた。

滞在型支援員達は、仮設内で引きこもりがちな高齢者や50歳以上の独居男性に、「ご飯食べたの」などと親身に声掛けをし、安否確認をした。その人の生活パターンが徐々にわかってくると、お互いに合図を決めて、電気がついているから大丈夫などと相手に配慮し、確認するようになっていった。高齢者の中でも、むしろ配慮が必要とされる、見守り・声掛けの対象となるような人々

が、滞在型支援員という支援者側になって社会的責任を負うことで、職務を越えて積極的に他者との繋がりを持つようにならなくなっていった。このことは、高齢者を単なる一方的な庇護の対象と見なすのではなく、震災後の地域づくりにおいて、共に支え合う地域の一員と見なすことによる高齢者の役割づくりが、いかに大切であるかを示している。

仮設入居者の減少に伴い、滞在型支援員の数は徐々に減らされ、2015年3月末に配置は終了した。そこで2015年度に、社協は、滞在型支援員制度の精神を発展させたものとして、「ほっとバンク」というボランティア制度を新たに立ち上げた。滞在型支援員や巡回型支援員経験者を中心に80人弱（60代・70代を中心に20代から80代まで）が登録している。

「ほっとバンク」の活用の方は、徐々に増えてきている。生活支援員は職務の範囲が決まっており、たとえば住民を車に乗せることなどは、事故時の補償問題のために規定で禁じられている。そのため、社会福祉協議会のイベントがある時などに、移動手段のない高齢者を無償で送迎したりするのに、「ほっとバンク」制度は積極的に活用されている。

また、滞在型支援員は退任後も引き続き、気がかりな高齢者に対して、個人的な見守りや声掛けを続けている。高齢者には、季節の変わり目ごとに細やかな支援や配慮が必要である。窓を開ければ海風が入った震災前の一軒家の生活と異なり、長屋づくりのプレハブ仮設は、夏場は大変暑くなるが、高齢者の中にはエアコンの冷風に当たることを好まず、扇風機しか使わない人達もいる。皮膚の感覚が鈍いため、部屋の暑さがわからず、熱中症で倒れてしまうこともある。「ほっとバンク」に登録している元滞在型支援員は、特に夏場は高齢者の部屋を丁寧に声掛けし、見守りをして回っている。

本章では、他者に依存しがちな高齢者にとって、役割を持つことが充実した生に繋がっていることを論述した。次章では、現在も仮設に残っている高齢者を元気で新しい生活の場へ送り出すために、生活支援員が行っている取り組み

や、社会福祉協議会の地域づくりの試みについて論ずる。

6. 高齢者を元気で新しい生活の場へ送り出す

X町では、災害公営住宅や防災集団移転の進捗に伴って、仮設入居者が減少し、入居者相互の見守りや支え合いの機能が低下している。また、初期の自治会役員をはじめとする主要なメンバーが仮設から転居したことで、自治会も弱体化しており、経済力がなく残されている高齢者など生活弱者を日常的に見守る生活支援員の役割は、さらに重要になっている。

私たちの目標が、明日の安心へ笑顔を作る地域づくりだから、できれば皆さん笑顔で元気で楽しい思いで、新しい場所に送り出したいなって、今はそういうのが私たちの仕事かなと思って。(生活支援員、Aさん)

そこで、生活支援員は、「明日の安心へ笑顔を作る地域づくり」を現在の目標に置いている。生活支援員は、高齢者に、毎朝の体操（「おらほのラジオ体操」「とべっこ体操」など）や、各種のイベントに参加してもらったり、生活支援員が考えた方言カルタや旗揚げゲームなどで一緒に遊んだりして高齢者と関わっており、日々の刺激を与えることで、充実した仮設生活を送ってもらい、最後の一人まで新しい生活の場へ元気で移るのを見届けたいと努力している。そして、高齢者達が互いに仮設で一からコミュニティを作ってきた経験や、友人知人との絆は、次の新しい生活の場でのコミュニティづくりに役立つであろうと考えている。ただ、生活支援員は仮設入居者の支援・見守りを職務としているので、気がかりな高齢者が仮設から高台の再建住宅へ転居した場合は、「自立再建」した高齢者を訪問できないという制度上の限界があり、同じ地域であっても、継続してサポートできないため、葛藤もある。

震災前は、地縁血縁などの地域力は自明であり、それによって、たとえば障

害者の移動支援サービスの不在などの社会福祉資源の不足が補われていた。しかし、津波被害で地域全体が流出したり、仮設入居で多世代同居家族の多くが世帯分離したり、婦人会など伝統的地域組織が解散したりしたことによって、地域力が大幅に減衰してしまった。現在、各地区で地域再編が進んでいるものの、地域力の回復は道半ばである。

こうした状況に対して、被災者生活支援センターを運営する社会福祉協議会は、地域づくりのための様々な取り組みを進めている。各地区のセンター（公民館）で行われている定期的なサロン活動への補助や、滞在型支援員を母体にした高齢者ボランティアの組織化（「ほっとバンク」）などは、その試みの一つである。また社会福祉協議会は、仮設や災害公営住宅の集会場でイベントがある時には、周辺地域の人々にも告知を行い、地域全体を巻き込もうとしている。たとえば、2016年に社会福祉協議会が、震災前の写真をパソコンで閲覧する「思い出写真館」のイベントを、U地区の災害公営住宅の集会場で開いた際には、在宅の若い住民が、災害公営住宅の知人と一緒に来場した。ただ、まだ遠慮もあり、イベントへの地域の参加者は非常に少ない。

既に社会福祉協議会では、震災4ヶ月後の2011年7月から、U地区の大規模仮設に常設のテント張りの憩いの場「カフェ・あづまーれ」を設置（国境なき医師団の活動を場所を移して発展的に継承）し、地域づくりに取り組んできた。運営・支援のために生活支援員が配置されており、週末には臨床心理士もプロボノ活動で参加している。利用者がお茶やコーヒーを飲みながら心の内を語り合っただけで地域交流をし、仮設入居者と家を流されなかった住民との間に生じている溝をなくすことにも繋げようとする活動である。

社会福祉協議会では、恒久住宅移行後に地域を作っていく上での課題は、「危険サイン注意サインを出してる人たちをまず見逃さない」ことだと捉えている。「今からはそういった声にもならない人たちの、私たちは代弁者としてやっていかなきゃいけないし、そこを見る目とかアンテナを太くしていかなきゃいけない

のかなあとと思います。そういう人たちがなんでこの地域の活動に参加できないかとか、背景には何かあるわけなので、深いところで課題を探っていかなきゃいけない」（被災者生活支援センター）。災害公営住宅や高台の再建住宅に移った後で、元気に社会参加・地域参加を果たしている住民には、特に関わらなくても心配はない。社会福祉協議会では、これからは公の領域に自分で声を上げられない弱者に照準し、公共の場や他者と繋いでいく役目を果たすと同時に、そうした人々が地域活動に参加できない背景や理由を注意深く探り、個々の問題を掘り起こしていくことが重要だと考えている。

さらに、今後、町内8か所に集約されていく仮設住宅には、災害公営住宅へ転出することも困難な、経済力のない高齢者が取り残されることが予測される。健康面や精神面が理由で仮設外のイベントに顔を出したり、地域参加しづらい高齢者には、生活支援員が個別訪問をして話し相手になったり、集会場でお茶のみをしたりする機会を設けることで、社会参加の契機を作り、最後まで関わり続けたいと考えている。

現在、生活支援員として勤務する人々は、生活支援員に応募した理由の一つに、被災者の役に立ち、町の復興に尽くしたいという郷土愛の強さを挙げている。生活支援員制度は、将来的には全仮設の閉鎖に伴って、発展的解消を迎えることになるが、生活支援員のうち、身分保障されていない契約の場合は、社会福祉協議会の他部署に異動できない。そうした生活支援員達は、退職後にボランティアとして、新しい住居へ移った被災者に関わっていききたいと語る。被災者生活支援センターが解散しても、多くの生活支援員の経験者が一住民として地域に戻ることで、地域づくりのための人的資源の一つとして、地域を支える根や幹になる。生活支援員制度は、そうした地域の福祉力の底上げを最終的な目標に掲げている。

7. 結びにかえて

本稿では、東日本大震災被災地の X 町において、被災者生活支援センターの生活支援員による仮設入居者支援のプロセスを論じてきた。

生活支援員制度の発足当初、仮設住宅で見回り・声掛けを始めた生活支援員は、訪問先の入居者から、個人情報入手しようとする迷惑な存在と見なされ、なかなか受け入れられなかった。こうした経験は、一般町民から緊急雇用された生活支援員達に、大きな葛藤をもたらした。しかし、生活支援員達は、被災で全てを失った入居者の心情を理解し、個別訪問を続けて彼らに寄り添うことで、時間をかけて信頼関係を深めていった。仮設の集会場を拠点とするお茶会やイベントの開催による仮設コミュニティの形成支援も、そうした入居者の個別支援を進めていく上で役立った。

生活支援員は入居者と同じ被災者であるという以上に、地域住民という共通項を持っており、地縁血縁の中で、仮設の訪問を重ねていくうちに入居者から親近感を持って接されるようになっていった。初期の生活支援員が葛藤を乗り越え、入居者と強い信頼関係を築き上げたことによって、その後に採用された生活支援員は最初から受け入れられ、被災後にふさぎ込んでいた入居者をケアすることなどを通じて、周囲の入居者からも認められ、仕事への自信や満足感を得るようになった。

入居者は長期の仮設生活で、ストレスや様々な家族間の問題などを抱えていた。生活支援員は、外部にプライバシーを漏らさないという信頼を得て、相談を受けた場合は傾聴に努めていた。生活支援員は、それを専門職の介入とは異なる福祉的見守りの実践と見なしており、そのことが自身の職能への強い肯定観に繋がっていた。また、入居者の僅かな変化に気づくことによって、気がかりな入居者を迅速に行政や地域包括支援センターなどの専門的支援に繋いでいた。

次に、仮設生活で特に配慮が必要な高齢者にとって、役割取得の意義が明らか

かになった。高齢者は、外部から訪問するボランティアなどの接待をしたり、様々な行事に参加したりすることで、仮設コミュニティを形成・成熟させることに寄与してきた。入居者が減っている現在、関係性の充実したコミュニティを維持するために、重要な役割を果たしていた。また、高齢者は仮設生活をしても、震災後に農漁業などに復帰した家族のために、以前と同様に、可能な手仕事を積極的に引き受け、家族の一員としての役割を果たし続けることを大切にしていた。

さらに、仮設生活で引きこもりがちであった高齢者が、滞在型支援員として、仮設内の見守り・声掛けなどの役割を得たことで、生きがいややる気を取り戻し、積極的に他者と関わるようにならなくなっていった。滞在型支援員制度終了後も、個人的な関係性の中で仮設の見守りは続けられており、「ほっとバンク」など社会福祉協議会の地域ボランティア制度にも高齢者の参画が進んでいる。このことは、仮設内に限らず、震災後の地域づくりにおいて、高齢者が地域の支え合いを担う重要な役割を果たし得ることを意味している。

社会福祉協議会では、震災によって地域力が大幅に減衰したため、地区のサロン活動への補助や、仮設・災害公営住宅のイベントを積極的に周辺地域の人々にも告知するなど、地域づくりのための様々な取り組みを進めている。

現在、生活支援員は、災害公営住宅や高台の再建住宅など新しい生活の場へ、全ての高齢者を元気で送り出すことを目標に、仮設住宅で日常の見守りを続けている。今後、集約が進む仮設住宅には、高齢者が取り残されることが予測されるため、外出することに消極的な高齢者には、生活支援員が個別に訪問し、話し相手になったりすることで関わり続けようとしている。さらに、被災者生活支援センターの発展的解消後は、生活支援員の経験者が一住民として、新たに地域を支える人的資源となり、地域の福祉力の向上に資することを最終的な目標としている。

ここで、今後の研究の課題について触れておきたい。東日本大震災では、被

災自治体はこれまでの震災の教訓に学び、それぞれ独自に、生活支援員制度に代表される仮設入居者支援のスキームを設置し、孤独死の抑制に成功した⁽⁸⁾。東日本大震災の経験を生かし、熊本地震では熊本県が被災市町村に地域支え合いセンターを設置（各市町村の社会福祉協議会に委嘱、2016年10月開設）し、同一スキームによる仮設入居者支援を展開している。熊本地震の特徴を踏まえ、同センターでは、支援対象を仮設入居者に限らず、在宅被災者にまで拡大している。こうした支援状況の分析においては、東日本大震災との比較の視点も必要となろう。

現在、X町では、災害公営住宅や高台の再建住宅など新しい生活の場への移行が急速に進んでいる。こうした住民に対するLSA、自治会長、民生委員・児童委員らによる支援の状況については、別稿にて論じたい。

謝辞

インタビュー調査に応じてくださったX町保健福祉課、X町被災者生活支援センター、生活支援員、LSAの皆様に感謝申し上げます。

註

(1) 東日本大震災における仮設入居者への生活支援を担う支援職には、①生活福祉資金貸付事業で行う被災市町村社会福祉協議会の「生活支援相談員」、②高齢者等サポート拠点事業で行う、大規模仮設住宅のサポートセンターに配置された「ライフサポートアドバイザー」、③震災等緊急雇用対応事業で行う「生活支援員等」があり、3つの事業の財源によって賄われている（筒井 2013；和気・永井 2014）。X町の生活支援員制度は③に該当するが、同じ緊急雇用に基づく支援職であっても、名称は被災自治体により様々で、仙台市では「絆支援員」、石巻市では「地域生活支援員」などと呼ばれている。震災の年には、宮城県内の各自治体で総計約1000人が緊急雇用された（小野寺 2014：1）。なお、仮設入居者に対する生活支援の原点は、1995年の阪神・淡路大震災にあり、地域型仮設住宅（高齢者・障害者等を対象とし

- た寮形式のケア付き住宅）に、高齢者・障害者施設の現場職員が生活支援員として配置された（こうべ市民福祉振興協会編 1997; 生活支援コーディネーターのためのハンドブック作成委員会編 2013: 6）。その後、新潟県中越地震（2004年）や新潟県中越沖地震（2007年）では、仮設の個別訪問や見守り支援等を担う生活支援相談員が、被災自治体の社会福祉協議会に配置され、東日本大震災での実践に繋がった。
- (2) 福島県の生活支援相談員を対象とする実態調査が継続的に行われている理由は、原発事故の影響で宮城県・岩手県の倍近い30市町村社協に生活支援相談員が配置されており、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業で行う事業であるため、福島県社会福祉協議会等が報告書・マニュアルをまとめており（福島県社会福祉協議会 2012, 2013, 2014; 生活支援コーディネーターのためのハンドブック作成委員会編 2013ほか）、生活支援相談員のスーパーバイズ等に関わる大学の福祉系教員も論文（木村 2014, 2015; 筒井 2013, 2015ほか）を作成しているからと考えられる。
- (3) 被災者生活支援センターの生活支援員には、「巡回型支援員」（応急仮設住宅担当）・「滞在型支援員」（居住する応急仮設住宅担当）・「訪問型支援員」（みなし仮設住宅担当）の3種類がある。滞在型支援員は、主に高齢の応急仮設住宅入居者の中から選ばれ、居住仮設の見守りをする。2012年9月には最大109名が任命されていた（本間 2016: 222）。訪問型支援員は、巡回型支援員から選出され、2011年12月以降、9名（2011年11月は2名）が従事していた（全国社会福祉協議会 2012: 62）。訪問型支援員は、県内見なし仮設の訪問や、「再会さろん」（みなし仮設入居者によるサロン活動）の調整、県外見なし仮設への電話による支援などを担ってきた。本調査対象者の一部も、訪問型支援員としての支援経験を持つ。ただし、みなし仮設入居者は、町内で生活再建する比率が応急仮設住宅入居者よりも低いため、本稿では、巡回型支援員と滞在型支援員による町内外の応急仮設住宅の入居者支援に限定して論ずる。
- (4) 本研究では、まず被災者生活支援センターの本部で、管理職から被災者生活支援センターの取り組みに関するインタビューを行った。その上で、被災者生活支援センターのTサテライト（6名所属）で、2時間程度、主任生活支援員を含む生活支援員全員を対象としたグループインタビューを実施した。インタビューでは、入職の経緯、支援の状況、チームワーク、行政や他職種との連携、現在や今後の課題など、広範な内容について、自由に語ってもらった。個別のインタビューではなく、グルー

プリントインタビュー形式を選択した理由は、1) 生活支援員の職務が多忙で、職務時間内に個別のインタビュー時間を確保することが困難であったこと、2) ほとんどの生活支援員は、入職以前に福祉現場を経験していないため、関連するテーマに沿って、相互の発話の中から内容を深めていくことが望ましいと考えたためである。さらに、U 地区の災害公営住宅の高齢者相談室で、社会福祉協議会の LSA（前主任生活支援員）1 名から、約 3 時間、個別のインタビューを行った。生活支援員と LSA が仮設住宅で入居者支援に従事した期間は 4 年 3 カ月～5 年で、複数のサテライトでの職務経験を持ち、全員が女性であった。いずれも入職以前に福祉現場での就業経験はなかった。

- (5) インタビュー引用箇所における〔 〕は、筆者による補足である。
- (6) 他者をケアする対人支援の仕事に就くのは初めての生活支援員がほとんどだったが、彼らが共通して戸惑いを覚えたのは、そのせいではなく、予想以上の被災者の反発や、最初の研修における守秘義務や個人情報保護などの職務遂行上の制約の厳しさに対してであった。
- (7) 本部に、コミュニティーソーシャルワーカー（社会福祉協議会職員）、看護師、歯科衛生士有資格者の生活支援員を配置し、相談内容をトリアージする三層構造（生活支援員／本部／町役場）になっており、被災者生活支援センター独自のシステムが構築されている（本間 2016：225）。
- (8) 仮設では生活支援員による巡回や、住民同士の繋がりやの構築によって、相互の見守りが行われ、阪神大震災で顕在化した孤独死（周囲との関係性がないまま室内で変死し、時間が経過して発見されること）は、ほとんど起きていない。

文献

福島県社会福祉協議会 2012 『「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」報告書』福島県社会福祉協議会。

福島県社会福祉協議会 2013 『「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査（第 2 回）」報告書』福島県社会福祉協議会。

福島県社会福祉協議会 2014 『「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査（第 3 回）」報告書』福島県社会福祉協議会。

福島県社会福祉協議会 2017 「避難者の生活変化に沿った支援をめざす—生活支援相談員

- 活動の取り組み」避難者生活支援・相談センター（2017年4月8日閲覧、
<http://www.pref-f-svc.org/archives/10524>).
- 平野隆之 2014 「『宮城県方式』の特徴—『宮城県サポートセンター支援事務所』の評価」
『Juntos: 地域生活応援誌』78: 9-12.
- 本多康生 2016a 「東日本大震災被災地における民生委員の活動」『福岡大学人文論叢』47
(4): 1039-1078.
- 本多康生 2016b 「東日本大震災被災地の民生委員活動から浮かび上がる民生委員の「専
門性」」『福岡大学人文論叢』48(1): 37-64.
- 本間照雄 2013 「町民を社会資源化して取り組む被災者支援」『第30回日本環境会議宮城
大会報告要旨・資料集』13-14.
- 本間照雄 2016 「住民主体の福祉コミュニティづくり—南三陸町民が取り組む被災者支援
の事例から」長谷川公一・保母武彦・尾崎寛直（編）『岐路に立つ震災復興—地域
の再生か消滅か』東京大学出版会 pp.215-238.
- 池田謙一・安田雪 2015 「被災三県情報行動パネル調査 2011-2012」池田謙一（編）『震
災から見える情報メディアとネットワーク』東洋経済新報社 pp.151-210.
- 木村淳也 2014 「福島県における生活支援相談員に対するスーパービジョン実践と課題」
『会津大学短期大学部研究年報』71: 61-78.
- 木村淳也 2015 「福島県における生活支援相談員に対するスーパービジョン実践と課題
（第2報）」『会津大学短期大学部研究年報』72: 107-117.
- こうべ市民福祉振興協会編 1997 『阪神・淡路大震災地域型仮設住宅生活支援員の記録
—おとしよりと障害のある方の助け合い』こうべ市民福祉振興協会.
- 小野昌子 2013 「復興を支える被災者雇用—応急仮設住宅支援員の働きと基金の果たす役
割」『労働政策研究報告書』156: 241-261.
- 小野寺知子 2014 「特集 東日本大震災 宮城県が試みる「生活支援員」の支援と地域包括
ケア」『Juntos: 地域生活応援誌』78: 1-6.
- 生活支援コーディネーターのためのハンドブック作成委員会編 2013 『生活支援相談員の
ためのハンドブック<ふくしま版>—孤立を防ぎ、参加とつながりを生み出す支援』
特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会.
- 筒井のり子 2013 「東日本大震災における仮設住宅等入居被災者の生活支援のあり方—生
活支援相談員に求められる役割と課題」『龍谷大学社会学部紀要』42: 54-67.

筒井のり子 2015 「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状と課題—福島県における仮設住宅等入居被災者調査から」『龍谷大学社会学部紀要』46：15-37.

和気康太・永井裕子 2014 「被災地における地域を基盤としたソーシャルワークに関する一考察—岩手県大船渡市の生活支援相談員の調査研究を通して」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』143：237-260.

全国社会福祉協議会 2012 『「東日本大震災被災地社協における被災者への生活支援・相談活動の現状と課題」—大規模災害における被災者への生活支援のあり方研究報告書』全国社会福祉協議会.